

船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託 仕様書

1 業務名

船橋市介護事業所生産性向上支援事業委託

2 背景・目的

市内介護事業所においては、主に中小規模の事業所における介護職員の採用の難しさや、人件費・物価の高騰などにより、現行の介護報酬制度の下では厳しい経営状態にあるところが多い。

いっぽう、高齢者数の増加にあわせて介護サービス利用量も増加の一途であり、自らの経営状況を改善する検討の暇が持てない状況にある。

こうした状況を踏まえ、介護事業所ごとに異なる事業規模、訪問・通所等の事業類型、地域の特色などの実情に応じた適切な改善提案を提供するべく、コンサルタント事業を実施する事業者と契約し、介護事業所への巡回派遣等を実施することで市内事業所の生産性向上を支援する。

3 業務期間

契約締結日より3月31日まで

※契約締結日は、国及び千葉県が設ける所定の補助事業の事務スケジュールに適合させる予定。7月までの締結を予定するが、8月以降になる場合においても業務内容は変更しない。

4 委託業務（Ⅰ～Ⅳ）

Ⅰ 説明会（相談会）における講演

講演主旨：生産性向上（経営改善）の必要性、介護事業の最新動向等を事業所に伝え、事業所が今置かれている状況を理解する機会を創設することで、Ⅱ伴走支援への参加を促す

- ・説明会は1回。市で主催し、市が運営する。
- ・提案事業者による講演は会場へ参集のうえ実施する。※オンライン不可
- ・講演内容に「ケアプランデータ連携システム導入のメリット」を含める。
- ・AI、ICT ツール等生産性向上に資する機能について、提供業者や導入済業者を同伴させ実演披露できることが望ましい
- ・説明会の構成について、市と協働で検討する。

II 伴走支援

経営改善等、介護事業所の運営方針について、事業所の求める相談内容にあわせた伴走支援を実施する。

対象事業者

以下のいずれかを運営する法人

- ・種別A＝訪問介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・種別B＝居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所及び介護予防ケアマネジメント事業所
- ・種別C＝その他事業所（ただし施設系事業所は原則として含めない。）

実施事業所数・選定方法

選定は事業所単位とし、以下の取扱を原則とする。

- ・対象事業所数は20以上。実施において複数の事業所をまとめることも可。
- ・中小規模の事業所を優先し、従業員数で概ね20人以下。ただし支援希望事業所少数の場合はこの限りでない。
- ・種別Aについて、全体の半数以上とし、種別A及びBを優先的に選定する。
- ・詳細な選定方法については、事業提案に基づき予め市と協議し定める。

業務実施の方法

・各事業所への対応の頻度は概ね事業期間内に3回程度（初回、中間、まとめ）を予定するが、事業所の求めに応じ柔軟に対応するよう努めること。

・支援方法：対面、オンラインの併用

・伴走支援の内容

- 1) 事業所の現状整理
- 2) 現状にあわせたAI・ICT導入提案
- 3) ケアプランデータ連携システムの導入及び活用促進提案
- 4) 加算の適切な算定等による介護報酬の改善提案
- 5) 事業洗い出し・効率化提案
- 6) その他、生産性向上や経営改善が期待できるもの

実施報告

・「月報」及び「業務完了報告書」による。「業務完了報告書」においては、伴走支援の成果内容を詳細に報告する。

Ⅲ 随時相談

業務内容

介護事業所の生産性向上について、随時の相談体制を設置する。

対象事業所

市内介護事業所であれば特に指定しないが、提案において限定することも可とする。

相談窓口開設日数

3か月以上の間、週1日以上実施（日曜祝祭日、年末年始を除く）。

実施報告

「月報」及び「業務完了報告書」による。

その他

相談の状況に応じ、伴走支援へ移行し継続することが望まれる。

Ⅳ その他、自由提案による効果的な施策

事業者提案による。

5 業務完了報告書

委託業務全般について、資料により実施内容の報告をすること。特に「Ⅱ 伴走支援」にかかる報告については、事業所ごとに提供した支援内容、事業所が実践・実装した内容を具体的に報告すること。

6 委託料の支払いについて

発注者は、本業務委託の完了を確認した後、支払請求書を受理した時は、その日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。

7 機密保持及び個人情報保護

本業務委託に関連して知り得た発注者の機密に関する事項及び個人情報に関する事項については、「船橋市情報セキュリティ基本方針」及び「船橋市情報セキュリティ対策基準」等を遵守し、契約期間中はもとより契約期間後も、第三者に漏らしてはならない。

8 留意事項

- ・ 守秘義務、目的外利用の禁止

介護事業者から得た情報等、本委託事業により得た情報を委託業務以外の目的に使用してはならない。

委託期間中に自社の営業行為を行ってはならない。終了後も、本業務委託により得た情報を用いる営業は認めない。

- ・ 事業データの返却

委託終了後はデータを返却、消去しなければならない。

9 その他

本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議のうえ決定する。

受託候補者の提案をもとに協議を行った結果、必要に応じて仕様書は追加・削除を行う。